この日本で「死刑はやむを得ない」ですか？

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会「そばの会」
東京都荒川区南千住一-五九-六-三〇二
http://sobanokai.my.coocan.jp/

No.310/2023/10/21

現在、世界の先進的民主主義国家で死刑を存続しているのは日本とアメリカの一部の州です。アメリカでは死刑の裁判を特別なものとしてスーパーデュープロセス（一般的なデュープロセス《適正手続き》より更に厳格で手厚い刑事司法手続き）の裁判としてきました。検察は公判前に死刑求刑か否かを明らかにします。

日本では死刑裁判は特別ではなく、普通の裁判と何ら変わりません。検察の死刑求刑も被告弁護人の最終弁論の直前なのです。

アメリカの死刑裁判では被告の意志に関わらず自動上訴となり裁判が見直されますが、日本では死刑を言い渡された被告の三分の一が上訴せず、裁判が終了し死刑が決まってしまいます。

また**アメリカでは死刑判決は裁判官の全員一致。日本では多数決です。**袴田事件でも静岡地裁の裁判官だった熊本典道氏は無罪判決書を書きながら、裁判官の合議で他の二人の裁判官を説得できず、主任裁判官として心ならずも死刑判決を書いたと言います。

アメリカでは減刑専門家が被告のライフヒストリーを調べ、陪審員たちに詳しく提示します。しかし、日本にそれはありません。

またアメリカの検察には独自の冤罪調査を行う部門が存在します。日本では冤罪が疑われる事案がどれだけあっても全く調査はなされてきていません。

これだけの取り組みをしてきたアメリカですが、一九九四年、ブラックマン連邦最高裁判事は「私は二〇年もの長い間死刑判決を是正するため努力してきた。…しかし私は端的に死刑という名の実験が失敗したと言わざるを得ない」と言っています。適正な死刑制度など作れないということでしょうか？

一方日本では改革どころか、さまざまな問題点がそのまま続いています。**まず検察は証拠の全てを開示するわけではありません。**

袴田裁判において地裁が何度も促してやっと重要な証拠が開示され、釈放につながりました。一〇〇枚もの写真や書類が隠されていたそうです。検察は村木厚子さんの事件のように証拠のねつ造もします。証拠は公共のものです。恣意的な開示は許されないし、全て開示されなければなりません。

検察はまたやっと開かれようとする再審に対してさえも不服申立てを行い、ただでさえ難しい再審開始を妨害します。

被疑者の取り調べから、裁判、そして死刑執行まで、日本では密室の中で行われてきました。「死刑は慎重の上にも慎重に」と言いながら、どこに慎重さがあるのでしょうか？（S）

【参考にEUの死刑廃止宣言をあげます】

「欧州連合は、世界のあらゆる国での死刑制度の廃止を目指して活動しています。この姿勢はいかなる罪を犯したとしても、すべての人には生来尊厳が備わっており、その人格は不可侵であるという信念に基づいています。これはあらゆる人に当てはまることであり、あらゆる人を守るものです。有罪が決定したテロリストも、児童や警官を殺した殺人犯も、例外ではありません。暴力の連鎖を暴力で断ち切ることはできません。生命の絶対的尊重というこの基本ルールを監視する立場にある政府も、その適用を免れることはできず、ルールを遵守しなければなりません。さもないと、このルールの信頼性と正当性は損なわれてしまいます。このように、死刑は最も基本的な人権、すなわち生命にたいする権利を侵害する、極めて残酷、非人道的で尊厳を冒す刑罰なのです。」